

前橋市汚染土壌施設等の構造及び維持管理等に関する基準

目次

第1章 総則（第1条 第3条）

第2章 構造等に関する基準（第4条 第8条）

第3章 維持管理等に関する基準（第9条 第13条）

第5章 雑則（第14条 第16条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この基準は、汚染土壌処理施設等の構造及び維持管理等に関する基準について、法令等に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 法 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）をいう。

(2) 政令 土壌汚染対策法施行令（平成14年政令第336号）をいう。

(3) 省令 土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）をいう。

(4) 処理業省令 汚染土壌処理業に関する省令（平成21年環境省令第10号）をいう。

(5) 廃棄物処理法 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）をいう。

(6) 最終処分基準省令 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和52年総理府・厚生省令第1号）をいう。

(5) 事前協議規程 前橋市汚染土壌処理施設等の事前協議等に関する規程をいう。

2 前項に規定するもののほか、この基準において使用する用語は、同項各号に掲げる法令等において使用する用語の例による。

（事業者の責務）

第3条 汚染土壌処理施設等の設置した者、若しくは設置等を行おうとする者、又は当該施設等を使用する者（以下これらを「事業者」という。）は、当該施設等の構造に関する計画及び維持管理に関する計画について、法令に定める基準によるほか、この基準に従わなければならない。

第2章 構造等に関する基準

（浄化等処理施設、セメント製造施設及び分別等処理施設の構造等に係る基準）

第4条 浄化等処理施設、セメント製造施設及び分別等処理施設の構造等に係る共通の基準は、法令に定めるもののほか次によること。

(1) 当該施設の周囲には、みだりに人が立ち入るのを防止することができる次の要件を備えた囲いが設けられていること。ただし、当該施設が建屋（床面から天井まで連続した壁（材質が波型の亜鉛鉄板又はこれと同等以上の耐久性を有するものに限る。）及び屋根により構成され、開口部には汚染土壌の飛散及び流出を防

止できる構造を備えた扉が設けられた建築物をいう。以下同じ。)内であって、その周囲に高さ90センチメートル以上の柵が設けられており、かつ、これらの構造によることを要しないと市長が認めたときは、この限りでない。

ア 高さが2メートル以上であり、かつ、材質が波型の亜鉛鉄板又はこれと同等以上の耐久性を有するものであること。

イ 出入口の門扉は、アに規定する構造を有し、かつ、施錠できるものであること。

ウ 施設の内部を公開する目的で、囲いに透明とする部分を設ける場合には、透明とする部分の枠は、アに規定する構造を有するものであること。

(2) 前号の規定により設けられた囲い又は当該施設の入口の見やすい箇所に、次の事項を表示した、汚染土壌処理施設である旨の立札(様式第1号)が設けられていること。

ア 汚染土壌処理施設である旨

イ 汚染土壌処理業者の許可番号、名称又は氏名、法人にあっては代表者名

ウ 汚染土壌処理施設の所在地

エ 汚染土壌処理施設の種類及び処理能力

オ 汚染土壌の特定有害物質による汚染状態

カ 汚染土壌処理施設の管理者の氏名又は名称及び連絡先

(3) 汚染土壌の受入設備及び保管設備の構造は、次によること。

ア 雨水の浸入しない構造の建屋内に設置すること。ただし、屋内への設置が困難な場合は、特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体が飛散、揮散、流出及び地下に浸透しない構造とすること。

イ 第1種特定有害物質、水銀及びその化合物又はポリ塩化ビフェニルを含む汚染土壌を扱う場合であって、建屋等から気体を排出する場合は、排出する気体中の特定有害物質を捕集若しくは分解できる設備を設けること。

ウ 床及び壁は、特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体が地下に浸透しない構造とすること。

エ 悪臭の発生するおそれのある場合は、脱臭装置を設ける等、悪臭の発散を防止できる構造とすること。

オ 保管設備は、適正な処理を行うためにやむを得ないと認められる保管期間に応じた規模の施設とすること。

カ 保管設備には、仕切り壁等を3方向以上に設けること。

キ 保管設備の仕切り壁等は、コンクリート構造等とし、構造上安全であること。

ク 保管設備の仕切り壁等には、保管の高さの上限を明示すること。

ケ 第二溶出基準に適合しない汚染土壌を保管する設備の床は、特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体が地下に浸透していないことを点検できる構造とすること。

(4) 処理後の土壌の保管設備の構造は、次によること。

ア 処理後の土壌が溶出量基準及び含有量基準に適合していると確認されるまでの間、当該処理後の土壌が汚染土壌により再び汚染されることのない構造とす

ること。

イ (3)の規定は処理後の土壌の保管施設に準用する。

2 当該施設は、次の雨水対策を講じること。

(1) 当該施設内へ外部からの雨水等が流入するのを防止するため、排水溝等を設けること。

(2) 雨水が汚染土壌と接触することにより、特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体が流出及び地下に浸透しないよう防液堤や集水溝等を設けること。また、汚染土壌と接触した雨水を排水処理施設に導水できる設備を設けること。

3 当該施設は、粉じんの発生を防止するために必要な構造を有するものとするか、又は必要な設備を設けること。

4 当該施設は、騒音及び振動の発生並びに悪臭の発散を抑制したものであって、敷地境界において次の基準に適合し、かつ、周囲の生活環境保全上の支障の生じないものであること。

(1) 別表第1に定める騒音規制基準

(2) 別表第2に定める振動規制基準

(3) 別表第3に定める臭気規制基準

5 当該施設から排水を排出する場合は、次によること。

(1) 排水を公共用水域に排出する場合は、その水質を水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号。以下「水濁法」という。)の排水基準及び水質汚濁防止法第3条第3項の規程に基づく排水基準を定める条例(昭和47年群馬県条例第7号。以下「上乘せ条例」という。)に規定する上乘せ基準のうちいずれか厳しい基準に適合できる排水処理施設を設けること。

(2) 排水を下水道に排出する場合は、その水質を下水道法施行令(昭和34年政令第147号)及び前橋市公共下水道条例(昭和37年条例第54号。以下「下水道条例」という。)に規定する排除基準に適合できる除外施設(下水道法第12条第1項又は同法第12条の1第1項に規定する除外施設をいう。)を設けること。

6 当該施設は、次の管理施設等を設けること。

(1) 洗車施設

ア 運搬車両に付着した汚染土壌等を落とすことができる施設を設けること。その構造は、特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体が飛散、流出及び地下に浸透しないものとする。

イ 洗車施設からの排水がある場合には、その排水を排水処理施設に導水できる構造とするか、導水するための設備を設けること。

(2) 駐車場

周辺の交通に支障をきたさないよう、当該施設内には運搬車両等の駐車場を設けること。

(3) 消防設備

当該施設内には、取り扱う特定有害物質の種類に応じ、消火器、消防用ポンプ

及び貯水槽その他の適切な消防設備を設けること。

(4) 管理事務所

当該施設内には、管理事務所を設け、電話を備えること。

(5) 地下水監視用井戸の設置

当該施設内には、地下水監視用井戸を次のとおり設けること。

ア ボーリング調査及び地下水の流動状況等の調査に基づき、第1帯水層の地下水を採取するための井戸を、地下水の流向から見て上流側及び下流側にそれぞれ1か所以上、地下水の流向が不明である場合には当該施設の四方にそれぞれ1か所以上設けること。

なお、既存の井戸がある場合は、当該井戸を利用することができるものとする。

イ 井戸は、動力による揚水等地下水の採取が容易な構造とすること。

7 搬入道路を設ける場合は、運搬車両の通行に支障がないよう次のとおりとすること。

(1) 十分な幅員を確保するか待避場所を設けること。

(2) 安全に通行できる縦断勾配とすること。

8 熱処理施設に共通する基準は、次によること。

(1) 汚染土壌を外気と遮断された状態で定量ずつ供給できる設備を設けること。

(2) 炉から排ガスを生ずる場合は、当該排ガス(汚染土壌と直接接触しないものを除く。)が200 を超える場合に、速やかに概ね200 以下に冷却することができる冷却設備を設けること。ただし、集塵機内で燃焼ガスの温度を速やかに概ね200 以下に冷却できる場合にあってはこの限りでない。

(3) 冷却設備から排出される燃焼ガス温度を、連続的に測定し、かつ記録するための設備を設けること。

(4) 排出口から排出される排ガスに含まれる特定有害物質、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩素、塩化水素、ダイオキシン類、ばいじん及び粉じんをそのまま大気中に拡散させることなく確実に除去又は分解等により無害化するために必要な設備を設けること。

(5) 測定のため、排ガスを捕集・採取できる設備を設けること。

8 - 1 熱分解方式の汚染土壌処理施設の個別基準は、次によること。

(1) 汚染土壌を、浄化の対象とする特定有害物質の種類に応じた分解温度以上の温度に所定の時間以上暴露できる設備を設けること。

(2) 分解炉内の分解温度を連続的に測定し、かつ記録するための設備を設けること。

8 - 2 加熱・揮発方式の汚染土壌処理施設の個別基準は、次によること。

(1) 汚染土壌を、浄化の対象とする特定有害物質の種類に応じた揮発温度以上の温度に所定の時間以上暴露できる設備を設けること。

(2) 加熱を行う炉内の温度を連続的に測定し、かつ記録するための設備を設けること。

(3) 揮発させた特定有害物質を、大気中にそのまま拡散させることなく確実に除去又は分解等により無害化するために必要な設備を設けること。

8-3 溶融方式の汚染土壌処理施設の個別基準は、次によること。

- (1) 汚染土壌を、十分な高温下で溶融し、生成スラグを円滑に排出、冷却するために必要な設備を設けること。また、必要な場合は、揮発させた特定有害物質をそのまま大気中に拡散させることなく確実に除去あるいは分解等により無害化するために必要な設備を設けること。
- (2) 溶融炉の炉内温度を連続的に測定し、かつ記録するための設備を設けること。
- (3) 溶融温度を所定の範囲内に制御できる設備を設けること。

9 洗浄分級等方式の汚染土壌処理施設の個別基準は、次によること。

- (1) 特定有害物質を濃縮して除去する場合、濃縮が可能となる設備構成とするとともに、凝集、分級、沈殿、ろ過等を行うためのその他の必要な設備を設けること。
- (2) 洗浄中の懸濁水から、特定有害物質及び特定有害物質が濃縮した土壌を分離するために必要な沈殿、分離、濃縮、ろ過等を行う設備を設けること。
- (3) 浄化の対象とする特定有害物質の種類及び土質に応じて薬剤を用いる場合は、必要な貯留設備、定量供給設備を設けること。

10 酸化等分解方式の汚染土壌処理施設の個別基準は、次によること。

- (1) 薬剤と汚染土壌とを混合攪拌するための設備を設けること。
- (2) 薬剤の注入設備は、所定の添加率が確保できるよう定量ずつ添加できる構造とすること。
- (3) 排ガスを生じる場合は、排出口から排出される排ガスに含まれる特定有害物質、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩素、塩化水素、ダイオキシン類、ばいじん及び粉じんをそのまま大気中に拡散させることなく確実に除去又は分解等により無害化するために必要な設備を設けること。
- (4) 排ガスを生じる場合は、測定のため排ガスを捕集・採取できる設備を設けること。

11 その他

汚染土壌処理施設の規模、特定有害物質の性状等により、汚染土壌処理場の適正な管理を行う上で、市長が必要と認め設置を指示した施設はこれを設けること。
(埋立処理施設の構造等に係る基準)

第5条 埋立処理施設の構造等に係る基準は、法令に定めるもののほか次によること。

- (1) 埋立処理施設の周囲には、第4条第1項第1号に規定する囲いが設けられていること。ただし、埋立処理施設が建屋内であって、高さ90センチメートル以上の柵が囲いとして設けられており、かつ、市長が認めたときは、この限りでない。
- (2) 埋立処理の場所(以下「埋立地」という。)の周囲の全ての変化点に区域杭(コンクリート境界杭(縦90ミリメートル、横90ミリメートル、高さ600ミリメートルのもの)で、頭頂部100ミリメートル以上を赤く着色したもの)が設けられていること。ただし、区域杭を要しないと市長が認めた変化点については、この限りでない。
- (3) 埋立処理施設の入口の見やすい箇所に、第4条第1項第2号に規定する立札が設けられていること。

2 埋立地の周囲には、次に掲げる保安距離を確保すること。

- (1) 垂直距離 1 メートルを超える切土が露出する場合は、当該埋立処理施設の敷地境界から切土の端まで水平距離 5 メートル以上
 - (2) 前号に該当しない切土又は盛土を行う場合は、埋立処理施設の敷地境界から切土又は盛土の端まで水平距離 2 メートル以上
 - (3) 貯留構造物は、その基礎部から汚染土壌処理場の囲いまで 5 メートル以上の保安距離を確保すること。
 - (4) 建築物及び構築物（当該埋立処理施設に関するものを除く。）が埋立地の付近にある場合は、当該建築物及び構築物から掘削又は盛土の端まで水平距離 10 メートル以上
 - (5) その他、安全性の面から保安距離を市長が指示したときは、その距離
- 3 地盤の滑りを防止し、又は埋立処理施設に設けられる施設の沈下を防止する必要がある場合においては、地滑り防止工又は沈下防止工を設けること。
- 4 擁壁、えん堤その他の設備（以下「擁壁等」という。）の構造は、群馬県大規模土地開発事業の規制等に関する条例施行規則（昭和 48 年群馬県規則第 46 号。以下「大規模条例施行規則」という。）に定めるとおりとし、その設計に当たっては、地質等調査の結果に基づきその安全性の確保するため、次に掲げる事項について検討を行うこと。
- (1) 擁壁等を含む地盤全体の安定に係る事項（すべりに対する事項）
 - (2) 擁壁等の破壊、転倒及び沈下に対する事項
 - (3) 擁壁等の基礎地盤の支持力に対する事項
 - (4) 擁壁等に係る常時及び地震時に対する事項
 - (5) その他必要な事項
- 5 擁壁等には、次に掲げる措置を講ずること。
- (1) 擁壁等の背面側には、擁壁等の背面から擁壁等の最高位の高さの 2 倍以上に相当する距離までの範囲内に、当該擁壁等の高さと同じ高さの盛土（良質の土砂によるものに限る。）を行うこと。
 - (2) 埋め立てる汚染土壌及び特定汚染物質又は地表水、地下水若しくは土壌の影響により擁壁等が腐食する恐れのある場合には、樹脂等により擁壁等を覆うこと。
- 6 埋立地の内側の側面の構造は、その設計に当たっては、地質等調査の結果に基づき、次に掲げる措置を講ずること。
- (1) 切土の構造は、次によること。
 - ア 水平面に対する切土の勾配は、別表第 4 の「地層の土質」の欄及び「切土高」の欄に掲げる項目に応じて、同表の「勾配」の欄に掲げるとおりとすること。
 - イ 垂直距離 5 メートル以内に水平距離 1.5 メートル以上の小段を設け、かつ、保有水等を有効に集めることができる排水溝を設けること。
 - ウ イに規定する排水溝によって集められた保有水等を排出することができる縦排水溝を設けること。
 - エ 垂直距離 20 メートルを超える切土の場合又は地質等調査の結果から地すべり及び崩壊地形など特殊な条件下にあると認められる場合には、斜面の地すべり等に対する安定解析を行い、必要な地すべり防止措置を講ずること。

オ 切土した場所に湧水がある場合には、湧水が埋立地の開口部から埋立地に流入するのを防止することができる開渠その他排水設備を設けること。ただし、湧水を有効に集め、排出することができる地下水集排水設備を設けた場合には、この限りでない。

(2) 盛土の構造は、次によること。

ア 水平面に対する切土の勾配は、別表第5の「盛土材料」の欄及び「盛土高」の欄に掲げる項目に応じて、同表の「勾配」の欄に掲げるとおりとすること。

イ (1)イに規定する小段及び排水溝を設けること。

ウ (1)ウに規定する縦排水溝を設けること。

エ 円形すべり面法等による安定解析を行い、すべり破壊に対する安定性を検討し、必要な措置を講ずること。ただし、小規模かつ周辺に与える影響が少ないと市長が認めるときは、この限りでない。

7 埋立処理施設の雨水対策は、次によること。

(1) 埋立処理施設内へ外部からの雨水等が流入するのを防止するため、排水溝等を設けること。

(2) 雨水が汚染土壌と接触することにより、特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体が流出及び地下に浸透しないよう、防液堤や集水溝等を設けること。また、汚染土壌と接触した雨水を浸出水処理施設に導水できる設備を設けること。

(3) 降雨によって下流域に被害等を生じないように、流域面積、埋立地面積、下流河川の流下能力等を考慮し、防災調整池等の防災施設を必要に応じて設けること。

(4) 排水溝等、防災調整池等の設計に当たって用いる地表水量は、原則として次の式により求めるものとする。

$$Q = 1 / 360 \times C \times I \times A$$

Q 地表水量（立方メートル／秒）

C 流出係数

I 降雨強度（ミリメートル／時）

A 集水面積（ヘクタール）

（Cの値は大規模条例施行規則別表第3付表8に定める値と、Iの値は70.5ミリメートル／時とする。）

8 埋立処理施設から特定汚染物質又は特定汚染物質を含む固体若しくは液体が地下に浸透することを防止するための遮水工を設けること。

遮水工は、最終処分基準省令第2条第1項第4号及び平成10年7月16日付け衛環第63号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知「一般廃棄物の最終処分及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令の運用に伴う留意事項について」の管理型産業廃棄物最終処分場に関する規定に準じたものとする。

9 埋立処理施設は、粉じんの発生を防止するために必要な構造を有するものとするか、又は必要な設備を設けること。

10 埋立処理施設は、騒音及び振動の発生並びに悪臭の発散を抑制したものであって、敷地境界において第4条第4項に掲げる基準に適合し、かつ、周囲の生活環

境保全上の支障の生じないものであること。

11 埋立処理施設から排水水を排出する場合は、第4条第5項の例によること。この場合、「排水処理施設」及び「除外施設」を「浸出水処理施設」に読替えるものとする。

12 埋立処理施設に、第4条第6項各号に掲げる管理施設等を設けること。

13 埋立処理施設に、汚染土壌の埋立厚を常に計測できる設備を設けること。

14 搬入道路を設ける場合は、第4条第7項の例によること。

15 埋立終了地盤は、次によること。

(1) 埋立処理施設（盛土構造によるものを除く。）の埋立終了地盤は、当該地の従前の地盤高までとすること。ただし、自然の地形を利用して擁壁等を1方向のみに設置し、その擁壁等の高さまでとするときは、この限りでない。

(2) 埋立終了地盤が傾斜地になる場合は、崩壊等のおそれのない構造とすること。

16 その他

埋立処理施設の規模、特定有害物質の性状等により、埋立処理施設の適正な管理を行う上で、市長が必要と認め設置を指示した施設はこれを設けること。

（遮断型埋立処理施設の構造等に係る基準）

第6条 埋立処理施設の構造等が、最終処分基準省令第2条第2項に掲げる遮断型最終処分場と同等の構造を持つと市長が認める場合には、前条第1項から第3項及び第7項から第16項までを準用する。

（積替保管施設の構造等に係る基準）

第7条 積替保管施設の構造等に係る基準は、法令に定めるもののほか次によること。

(1) 積替保管施設の周囲には、第4条第1項第1号に規定する囲いが設けられていること。ただし、積替保管施設が建屋内であって、高さ90センチメートル以上の柵が囲いとして設けられており、かつ、市長が認めたときは、この限りでない。

(2) 前号の規定により設けられた囲い又は当該施設の入口の見やすい箇所に、次の事項を表示した、汚染土壌の積替保管施設である旨の立札（様式第2号）が設けられていること。

ア 積替保管施設である旨

イ 積替保管業者の名称又は氏名、法人にあつては代表者名

ウ 積替保管施設の所在地

エ 積替保管施設の保管能力

オ 汚染土壌の特定有害物質による汚染状態

カ 積替保管施設の管理者の氏名又は名称及び連絡先

(3) 積替保管施設の構造は、次によること。

ア 雨水の浸入しない構造の建屋内に設置すること。ただし、屋内への設置が困難な場合は、特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体が飛散、揮散、流出及び地下に浸透しない構造とすること。

イ 第1種特定有害物質、水銀及びその化合物又はポリ塩化ビフェニルを含む汚染土壌を扱う場合であつて、建屋等から気体を排出する場合は、排出する気体中の特定有害物質を捕集若しくは分解できる設備を設けること。

ウ 床及び壁は、特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体が地下に浸透しない構造とすること。

エ 悪臭の発生するおそれのある場合は、脱臭装置を設ける等悪臭の発散を防止できる構造とすること。

オ 保管設備は、適正な処理を行うためにやむを得ないと認められる保管期間に応じた規模の施設とすること。

カ 保管設備には、仕切り壁等を3方向以上に設けること。

キ 保管設備の仕切り壁等は、コンクリート構造等とし、構造上安全であること。

ク 保管設備の仕切り壁等には、保管の高さの上限を明示すること。

ケ 第二溶出基準に適合しない汚染土壌を保管する設備の床は、特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体が地下に浸透していないことを点検できる構造とすること。

2 積替保管施設について、第4条第2項から第7項及び第11項を準用する。

(実証施設の構造等に係る基準)

第8条 実証施設の構造等に係る基準は、当該施設の処理方法等に応じて、第4条から第6条を準用する。

第3章 維持管理等に関する基準

(浄化等処理施設、セメント製造施設及び分別等処理施設の維持管理等に係る基準)

第9条 浄化等処理施設、セメント製造施設及び分別等処理施設の維持管理等に係る共通の基準は、法令に定めるもののほか次によること。

- (1) 当該施設内にみだりに人が立ち入らないよう管理すること。
- (2) 囲い及び門扉は、定期的に点検し、破損した場合は直ちに補修すること。
- (3) 作業終了後は、門扉を閉鎖し施錠すること。

2 第4条第1項第2号に規定する立札は、次のように維持管理すること。

- (1) 立札は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合は、速やかに書き換えその他必要な措置を講ずること。
- (2) 立札が破損した場合は直ちに補修すること。

3 汚染土壌の搬入は、次によること。

- (1) 汚染土壌の処理にあたっては、必ず書面による委託契約を行うこと。
- (2) 許可内容以外の汚染土壌が搬入されないよう、処理委託者、運搬者との連絡体制を確立すること。
- (3) 場外に搬入車両が待機することのないようにすること。
- (4) 汚染土壌を荷降ろしする前に、管理票等により特定有害物質の種類及び汚染状態が許可内容に適合するかどうかを確認すること。
- (5) 許可内容以外の汚染土壌であると認められた場合は、処理委託者に返還すること。

4 汚染土壌の搬入搬出、保管、処理等に伴い、粉じんの発生、特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の飛散、揮散、流出及び地下への浸透などにより周囲の生活環境を損なわないよう事前協議規程に基づく事前協議書及び汚染土壌処理業許可申請書に記載された公害防止措置を十分機能させること。

- 5 騒音及び振動並びに悪臭の発生抑制については、次によること。
 - (1) 敷地境界において次の基準を遵守し、かつ、周囲の生活環境保全上の支障を生じさせないこと。
 - ア 別表第1に定める騒音規制基準
 - イ 別表第2に定める振動規制基準
 - ウ 別表第3に定める臭気規制基準
 - (2) 騒音及び振動並びに臭気の測定は、1年に1回以上行い、かつ、その結果を記録すること。
- 6 当該施設からの排出水の水質管理は、次によること。
 - (1) 排出水を公共用水域に排出する場合は、毎月1回以上排出水を採取し、水質測定を実施すること。測定の結果、水濁法第3条第1項の排水基準又は上乗せ条例に規定する上乗せ基準を超えた場合には、直ちに市長及び関係機関に報告するとともに、改善措置をとること。
 - (2) 排出水を下水道に排出する場合は、毎月1回以上排出水を採取し、水質測定を実施すること。測定の結果、下水道法施行令(昭和34年政令第147号)及び下水道条例に規定する排除基準を超えた場合には、直ちに市長及び関係機関に報告するとともに、改善措置をとること。
- 7 施設の管理については、次によること。
 - (1) 施設を定期的に点検し、破損があれば直ちに補修を行うなど、特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体が飛散、揮散、流出及び地下に浸透し、悪臭が発生しないよう必要な措置を講ずること。
 - (2) 汚染土壌を建屋外に荷下ろしし、又は積み置かないこと。
 - (3) 汚染土壌の保管施設に汚染土壌以外のものを保管しないこと。また、処理後の土壌の保管施設に処理後の土壌以外のものを保管しないこと。
 - (4) 保管施設には、仕切り壁等に明示した保管の高さの上限を超えて汚染土壌を保管しないこと。
- 8 雨水等の管理については、次によること。
 - (1) 汚染土壌処理場内へ外部から雨水が流入しないよう排水溝等を定期的に点検し、土砂等が堆積した場合は速やかに除去すること。
 - (2) 雨水が汚染土壌と接触することにより特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体が流出及び地下に浸透することを防止する施設又は設備を定期的に点検し、破損があれば直ちに補修を行うなど必要な措置を講ずること。
- 9 洗車設備、排水処理施設への排水の導水施設及び設備を定期的に点検し、破損があれば直ちに補修を行うなど油、特定有害物質及び特定有害物質を含む固体若しくは液体が飛散、揮散、流出及び地下に浸透しないよう必要な措置を講ずること。
- 10 防火対策は、次によること。
 - (1) 火災のおそれがある場所では火気を使用しないこと。
 - (2) 消防設備は、所定の能力が発揮できるよう定期的に点検整備を行うこと。
- 11 搬入道路、駐車場は、常に清掃し、清潔の保持に努めること。また、運搬車両

の運行については、周辺の通学時間帯等を十分考慮すること。

- 12 当該施設及び関連施設の正常な機能を維持するため、定期的に点検及び機能検査を行い、故障、破損等が確認された場合は直ちに修理・補修を行うこと。
- 13 当該施設及び関連施設の管理体制は、次によること。
 - (1) 当該施設及び関連施設の適正な維持管理及び安全管理を行うために、必要な事項を定めた取扱いマニュアルを策定し、作業従事者に周知徹底すること。
 - (2) 管理事務所には帳簿、図面、その他関連書類を備えること。
 - (3) 汚染土壌処理業者は、当該施設の維持管理に関し生活環境の保全上利害関係を有する者から求めがあったときは、帳簿、図面、その他関連書類の閲覧に応じるものとする。
- 14 地下水質の監視は次によること。
 - (1) 地下水監視用井戸において3か月に1回以上第1帯水層の地下水を採取し、水質測定を実施すること。測定の結果、地下水環境基準（平成9年環境庁告示第10号）を超過したときは、直ちに市長に報告すること。
 - (2) 当該施設から特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体が地下に浸透したことにより地下水汚染を生じた場合は、土壌及び地下水の浄化措置を講ずること。
- 15 排出ガス等の管理は次によること。
 - (1) 排出ガスを排出する場合は、処理業省令第4条第1号又に定める大気有害物質の排出口における量を3か月に1回以上測定すること。測定の結果、処理業省令に定める基準値を超えた場合には、直ちに市長及び関係機関に報告するとともに、改善措置を講ずること。
 - (2) 排出ガスを排出する場合は、排出ガス量並びに排出ガス中の1,2-ジクロロエタン、ジクロロメタン、水銀及びその化合物、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン、ポリ塩化ビフェニル及びダイオキシン類、硫酸化物及びばいじんの量を3か月に1回以上測定すること。
 - (3) 第1種特定有害物質、水銀及びその化合物又はポリ塩化ビフェニルを含む汚染土壌を取り扱う建屋から気体を排出する場合は、排出する気体に含まれる当該物質の量を3か月に1回以上測定すること。
- 16 汚染土壌処理業者は、維持管理等の状況を次により市長に報告しなければならない。
 - (1) 汚染土壌処理業者は、排出水、地下水、排出ガス等の測定結果をその結果が得られた日から10日以内に市長に報告すること。
 - (2) 汚染土壌処理業者は、汚染土壌の処理実績を翌年度の6月30日までに市長に報告すること。
 - (3) 市長は、(1)及び(2)に定めるもののほか、必要により汚染土壌処理施設の維持管理状況について報告を求めることができるものとする。
 - (4) 報告書の写しを5年間保存すること。
- 17 当該施設において事故が発生した場合は、直ちに生活環境保全上必要な措置を講ずるとともに、市長及び関係機関に通報すること。

- 18 熱処理施設に共通する基準は、次によること。
- (1) 汚染土壌は、外気と遮断した状態で定量ずつ供給すること。
 - (2) 炉から発生する排ガスが200 を超える場合には、速やかに概ね200 以下に冷却すること。
 - (3) 冷却設備から排出される燃焼ガスの温度若しくは集塵機内で冷却された温度を連続的に測定し記録するとともに、これを5年間保存すること。
 - (4) 排出口から排出される排ガスに含まれる特定有害物質、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩素、塩化水素、ダイオキシン類、ばいじん及び粉じんを確実に除去又は分解等により無害化するために必要な設備が確実に機能するよう維持管理を行うこと。
 - (5) 排出口から排出される排ガスを水により洗浄し、又は冷却する場合は、当該洗浄水の飛散又は流出により環境保全上の支障が生じないようにすること。
 - (6) 冷却設備及び排ガス設備に堆積したばいじんを除去すること。
- 18-1 熱分解方式の汚染土壌処理施設の個別基準は、次によること。
- (1) 分解を行う炉内を浄化の対象とする特定有害物質の種類に応じた分解温度以上に保持し、十分な分解に必要な暴露時間を確保すること。
 - (2) 分解炉内の分解温度を連続的に測定し記録するとともに、これを1年間保存すること。
- 18-2 加熱・揮発方式の汚染土壌処理施設の個別基準は、次によること。
- (1) 加熱を行う炉内を浄化の対象とする特定有害物質の種類に応じた揮発温度以上に保持し、十分な揮発に必要な暴露時間を確保すること。
 - (2) 加熱を行う炉内の温度を連続的に測定し記録するとともに、これを1年間保存すること。
 - (3) 揮発させた特定有害物質は、確実に除去又は分解等により無害化すること。
- 18-3 溶融方式の汚染土壌処理施設の個別基準は、次によること。
- (1) 汚染土壌を、十分に高温を維持して溶融すること。また、必要な場合は、特定有害物質及び処理により生成した副生成物を確実に除去あるいは分解等により無害化すること。
 - (2) 溶融炉内の温度を連続的に測定し記録するとともに、これを1年間保存すること。
 - (3) 浄化の対象とする特定有害物質の種類及び土質に応じて、最適な溶融温度を設定すること。
- 19 洗浄分級等方式の汚染土壌処理施設の個別基準は、次によること。
- (1) 特定有害物質の効果的な濃縮と除去を確実に行うものとし、構成設備それぞれを円滑かつ確実に作動させ、その洗浄機能を確保すること。
 - (2) 洗浄中の懸濁水から、凝集沈殿、分離、濃縮、ろ過等により、特定有害物質及び特定有害物質が濃縮した土壌を分離すること。
 - (3) 凝集沈殿等に薬剤を使用する場合は、適切に使用すること。
- 20 酸化等分解方式の汚染土壌処理施設の個別基準は、次によること。
- (1) 汚染土壌に含まれる特定有害物質の種類に応じて薬剤を適切に用いること。

- (2) 汚染土壌量に対し、所定の薬剤添加率が確保されるよう、薬剤添加量の管理を行うこと。
- (3) 排ガスが生じる場合は、排出口から排出される排ガスに含まれる特定有害物質、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩素、塩化水素、ダイオキシン類、ばいじん及び粉じんを確実に除去又は分解等により無害化するために必要な設備が確実に機能するよう維持管理を行うこと。
- (4) 排出口から排出される排ガスを水により洗浄し、又は冷却する場合は、当該洗浄水の飛散又は流出により環境保全上の支障が生じないようにすること。
- (5) 冷却設備及び排ガス設備に堆積したばいじんを除去すること。

21 洗浄分級等方式の汚染土壌処理施設の個別基準

- (1) 特定有害物質の効果的な濃縮と除去を確実に行うものとし、構成設備それぞれを円滑かつ確実に作動させ、その洗浄機能を確保すること。
- (2) 洗浄中の懸濁水から、凝集沈殿、分離、濃縮、ろ過等により、特定有害物質及び特定有害物質が濃縮した土壌を分離すること。
- (3) 凝集沈殿等に薬剤を使用する場合は、適切に使用すること。

22 酸化等分解方式の汚染土壌処理施設の個別基準は、次によること。

- (1) 汚染土壌に含まれる特定有害物質の種類に応じて薬剤を適切に用いること。
- (2) 汚染土壌量に対し、所定の薬剤添加率が確保されるよう、薬剤添加量の管理を行うこと。
- (3) 排ガスが生じる場合は、排出口から排出される排ガスに含まれる特定有害物質、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩素、塩化水素、ダイオキシン類、ばいじん及び粉じんを確実に除去又は分解等により無害化するために必要な設備が確実に機能するよう維持管理を行うこと。
- (4) 排出口から排出される排ガスを水により洗浄し、又は冷却する場合は、当該洗浄水の飛散又は流出により環境保全上の支障が生じないようにすること。
- (5) 冷却設備及び排ガス設備に堆積したばいじんを除去すること。

(埋立処理施設の維持管理等に係る基準)

第10条 埋立処理施設の維持管理等に係る共通の基準は、法令及び第9条第1項に定めるもののほか次によること。

- 1 第4条第1項第2号に規定する立札は、第9条第2項の例による。
- 2 汚染土壌の搬入は、第9条第3項の例による。
- 3 汚染土壌の搬入及び処理に伴い、粉じんの発生、特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の飛散、揮散、流出及び地下への浸透などにより周囲の生活環境を損なわないよう事前協議規程に基づく事前協議書及び汚染土壌処理業許可申請書に記載された公害防止措置を十分機能させること。
- 4 悪臭の発生抑制については、次によること。
 - (1) 敷地境界において第4条第5項に規定する基準を遵守し、かつ、周囲の生活環境保全上の支障を生じさせないこと。
 - (2) 臭気の測定は、1年に1回以上行い、かつ、その結果を記録すること。
- 5 浸出水処理施設からの排出水の水質管理は、第9条第6項の例による。

- 6 搬入した汚染土壌の飛散流出を防止するため、散水や転圧締め固め等必要な措置を講ずること。
- 7 施設の管理については、次によること。
 - (1) 施設を定期的に点検し、破損があれば直ちに補修を行うなど、特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体が飛散、揮散、流出及び地下に浸透し、並びに悪臭が発生しないよう必要な措置を講ずること。
 - (2) 汚染土壌は、埋立処理施設外に保管しないこと。
- 8 雨水等の管理については、第9条第8項の例による。
- 9 洗車設備、浸出水処理施設への排水の導水施設及び設備を定期的に点検し、破損があれば直ちに補修を行うなど油、特定有害物質及び特定有害物質を含む固体若しくは液体が飛散、揮散、流出及び地下に浸透しないよう必要な措置を講ずること。
- 10 防火対策、搬入道路及び駐車場の管理は、それぞれ第9条第10項、第11項の例による。
- 11 浸出水処理施設の正常な機能を維持するため、定期的に点検及び機能検査を行い、故障、破損等が確認された場合は直ちに修理・補修を行うこと。
- 12 埋立処理施設及び関連施設の管理体制は、第9条第13項の例による。
- 13 地下水質の監視は第9条第14条の例による。
- 14 汚染土壌処理業者は、維持管理等の状況を次により市長に報告しなければならない。
 - (1) 汚染土壌処理業者は、排出水、地下水等の測定結果をその結果が得られた日から10日以内に市長に報告すること。
 - (2) 汚染土壌処理業者は、汚染土壌の処理実績を翌年度の6月30日までに市長に報告すること。
 - (3) 市長は、(1)及び(2)に定めるもののほか、必要により汚染土壌処理施設の維持管理状況について報告を求めることができるものとする。
 - (4) 報告書の写しを5年間保存すること。
- 15 事故時の措置については、第9条第17項の例による。
- 16 埋立処理施設を廃止する場合は、最終処分基準省令第2条第3項（同項第3号において準用する第1条第3項第7号から第10号を除く。）及び平成10年衛環第63号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知「一般廃棄物の最終処分及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令の運用に伴う留意事項について」の管理型産業廃棄物最終処分場に関する規定に準ずるほか、次に従うこと。
 - ア 埋め立てられた汚染土壌の飛散及び流出がないこと。
 - イ 不同沈下が認められないこと。
 - ウ 洗車設備、囲い（ネットフェンス等内部が外の全周囲から見える構造のものを除く）、消火設備、管理施設等の撤去が終了し、跡地が整備されていること。なお、囲いの撤去は、廃止確認を受けた時点で行うこと。
 - エ 地下水監視用井戸及び埋立地を明示する杭は原則として廃止後も残すこと。

オ 廃止後，跡地管理者を置くものとし，その住所氏名を市長に報告すること。

(遮断型埋立処理施設の維持管理等に係る基準)

第 1 1 条 第 6 条に規定する遮断型埋立処理施設の維持管理等に係る基準は、前条を準用する。

(積替保管施設の構造等に係る基準)

第 1 2 条 積替保管施設の維持管理等に係る基準は、法令及び第 9 条第 1 項に定めるもののほか次によること。

1 第 7 条第 1 項第 2 号に規定する立札は、第 9 条第 2 項の例による。

2 汚染土壌の搬入は、第 9 条第 3 項の例によること。

3 汚染土壌の搬入搬出、積替え、保管等に伴い、粉じんの発生、特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の飛散、揮散、流出及び地下への浸透などにより周囲の生活環境を損なわないよう事前協議規程に基づく事前協議書及び汚染土壌処理業許可申請書に記載された公害防止措置を十分機能させること。

4 騒音及び振動並びに悪臭の発生抑制については、第 9 条第 5 項の例によること。

5 積替保管施設からの排出水の水質管理は、第 9 条第 6 項の例によること。

6 施設の管理等その他の維持管理の基準は、第 9 条第 7 項から第 1 7 項を準用する。この場合、「当該施設」は「積替保管施設」とみなし、「汚染土壌処理業者」は「積替保管業者」に読替えるものとする。

(実証施設の維持管理等に係る基準)

第 1 3 条 実証施設の維持管理等に係る基準は、当該施設の処理方法等に応じて、第 9 条から第 1 1 条を準用する。

第 4 章 雑則

(汚染土壌と廃棄物をあわせて処理を行う施設に係る基準)

第 1 4 条 汚染土壌と廃棄物をあわせて処理を行う施設の場合は、この基準の定めによるほか、廃棄物処理法及び関係法令、前橋市廃棄物処理施設の構造及び維持管理等に関する基準の定めによること。ただし、施設からの排出水に係る水質基準は、各基準における厳しい基準を用いることとする。

(施設の稼働時間)

第 1 5 条 汚染土壌処理施設等における汚染土壌の処理その他の作業（汚染土壌の搬入、搬出、積替え及びこれらに必要な機械類の稼働及び修繕であって、点検及び清掃を除く。以下同じ。）は、次によること。ただし、事故時の措置等で汚染土壌又は特定有害物質が飛散、揮散、流出及び地下に浸透しないよう必要な措置を講ずる場合であって、市長が必要であると認めた場合にあつては、この限りでない。

(1) 埋立処理施設を除く汚染土壌処理施設等にあつては、次によること。

ア 午後 9 時から午前 6 時までの間は作業を行わないこと。ただし、屋外での作業は、午後 6 時から午前 8 時までの間に行わないこと。

イ 1 日の作業時間が 1 0 時間を超えて行わないこと。

ウ 作業は、連続して 6 日を超えて行わないこと。

エ 作業は、日曜日その他の休日には行わないこと。

(2) 前号の規定にかかわらず、当該施設が工業団地を形成する区域又は工場の敷

地の一部にあって、第三者の居住する住居が存する土地の境界から建屋及び音源が30メートルを超えて離れており、かつ、市長が許可した場合にあっては、午後9時から午前6時までの間は、処理その他作業を建屋内に限り、行うことができる。

- 2 埋立処理施設における汚染土壌の埋立処理その他の作業は、前項の例による。ただし、理由を問わず、日出前及び日没後においては、埋立処分を行ってはならない。

(その他)

第16条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この基準は、平成25年4月12日から施行する。

別表第1 (第4条、第5条、第7条関係)

騒音規制基準

区分	6時～8時	8時～18時	18時～21時	21時～6時
第1種区域	稼働禁止 (40デシベル)	45デシベル	稼働禁止 (40デシベル)	稼働禁止
第2種区域	稼働禁止 (50デシベル)	55デシベル	稼働禁止 (50デシベル)	稼働禁止 (45デシベル)
第3種区域	稼働禁止 (60デシベル)	65デシベル	稼働禁止 (60デシベル)	稼働禁止 (50デシベル)
第4種区域	稼働禁止 (65デシベル)	70デシベル	稼働禁止 (65デシベル)	稼働禁止 (55デシベル)

注1 区域の区分は、特定工場等において発生する騒音について規制する地域等の指定(平成12年群馬県告示第553号。以下「騒音告示」という。)を適用する。

2 騒音告示に定めのない区域にあっては、第2種区域を適用する。

3 カッコ内の値は、建屋内の処理その他作業であって、当該時間に稼働することを市長が認めた施設に適用する。

4 第1種区域を除き、学校、保育所、病院及び診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館並びに特別養護老人ホーム敷地の周囲50メートルの区域内における基準は、この表に定める数値から5デシベルを減じた値とする。

別表第 2 (第 4 条、第 5 条、第 7 条関係)

振動規制基準

区分	6 時 ~ 8 時	8 時 ~ 1 8 時	1 8 時 ~ 2 1 時	2 1 時 ~ 6 時
第 1 種区域	稼働禁止 (5 5 デシベル)	6 5 デシベル	稼働禁止 (5 5 デシベル)	稼働禁止 (4 5 デシベル)
第 2 種区域	稼働禁止 (6 5 デシベル)	7 0 デシベル	稼働禁止 (6 5 デシベル)	稼働禁止 (6 0 デシベル)

注 1 区域の区分は、特定工場等において発生する振動及び特定建設作業に伴って発生する振動について規制する地域等の指定 (平成 1 2 年群馬県告示第 5 5 4 号。以下「振動告示」という。) を適用する。

2 振動告示に定めのない地域は、第 2 種区域を適用する。

3 カッコ内の値は、建屋内の処理その他作業であって、当該時間に稼働することを市長が認めた施設に適用する。

別表第 3 (第 4 条、第 5 条、第 7 条関係)

臭気規制基準

区分	住宅に近接する敷地	その他の敷地
A 区域	臭気指数 1 2	
B 区域	臭気指数 1 5	
C 区域	臭気指数 1 5	臭気指数 1 8
D 区域	臭気指数 1 8	臭気指数 2 1

注 1 区域の区分は、臭気指数規制の告示 (平成 1 6 年前橋市告示第 3 4 8 号。以下「臭気告示」という。) を適用する。

2 臭気告示に定めのない区域にあつては、D 区域を適用する。

3 「住宅に近接する敷地」は、第三者が居住する住居が存する敷地の境界から 1 0 メートル以内に近接している敷地に適用する。

別表第4（第5条関係）

切土基準（切土に対する標準のり面勾配）

地山の土質		切土高	勾配
硬岩			1 : 0.8 以下
軟岩			1 : 1.2 以下
砂	密実でないもの又は粒土分布の悪いもの		1 : 1.5 以下
砂質土	密実のもの	5m以下	1 : 1.0 以下
		5mを超え10m以下	1 : 1.2 以下
	密実でないもの	5m以下	1 : 1.2 以下
		5mを超え10m以下	1 : 1.5 以下
砂利又は岩塊混じり砂質土	密実のもの又は粒土分布のよいもの	10m以下	1 : 1.0 以下
		10mを超え15m以下	1 : 1.2 以下
	密実でないもの又は粒土分布の悪いもの	10m以下	1 : 1.2 以下
		10mを超え15m以下	1 : 1.5 以下
粘性土		10m以下	1 : 1.2 以下
岩塊又は玉石混じりの粘性土		5m以下	1 : 1.2 以下
		5mを超え10m以下	1 : 1.5 以下

別表第5（第5条関係）

盛土基準（盛土材料及び盛土高に対する標準のり面勾配）

盛土材料	盛土高	勾配
粒土の良い砂(S)、礫及び細粒分混じり礫(G)	5m以下	1 : 1.8 以下
	5mを超え15m以下	1 : 2.0 以下
粒土の悪い砂(SG)	10m以下	1 : 2.0 以下
岩塊（ずりを含む）	10m以下	1 : 1.8 以下
	10mを超え20m以下	1 : 2.0 以下
砂質土(SF)、硬い粘性土及び硬い粘土（洪積層の硬い粘質土粘土、関東ロームなど）	5m以下	1 : 1.8 以下
	5mを超え10m以下	1 : 2.0 以下
火山灰質粘性土(V)	5m以下	1 : 2.0 以下

注1 「盛土高」はのり肩とのり尻の高低差をいう。

2 基礎地盤の支持力が十分にあり、浸水の影響のない盛土に適用する。

3 カッコ内の統一分類は、代表的なものを参考に示す。

4 標準のり面勾配の範囲外の場合は、安定計算を行わなければならない

様式第 1 号 (第 4 条関係)

汚染土壌処理施設			
汚染土壌処理業者名	許可番号、名称又は氏名、代表者名 (法人の場合)		
汚染土壌処理施設の所在地			
汚染土壌処理施設の種類及び処理能力			
汚染土壌の特定有害物質による汚染状態			
管理者名		連絡先	

注 1 大きさは、縦 6 0 c m 以上横 6 0 c m 以上であること。

2 材質は、耐水性のもので強度が十分であること。

3 塗装は、下地を白色、文字を黒色とすること。

様式第 2 号 (第 7 条関係)

汚染土壌積替保管施設			
積替保管業者名	名称又は氏名、代表者名 (法人の場合)		
積替保管施設の所在地			
積替保管施設の保管能力			
汚染土壌の特定有害物質による汚染状態			
管理者名		連絡先	

注 1 大きさは、縦 6 0 c m 以上横 6 0 c m 以上であること。

2 材質は、耐水性のもので強度が十分であること。

3 塗装は、下地を白色、文字を黒色とすること。